

第 45 回財務省 NGO 定期協議 議事録

◆日時：2010年9月2日 15：30-18：00

◆会場：財務省4階 西464会議室

◆議題

NGO側議題1：IFCの社会・環境の持続可能性に関する政策・基準及び情報公開政策の改訂について

NGO側議題2：ラオス・ナムトゥン2水力発電事業の環境社会影響への日本政府の対応について（IDA、IBRD、MIGA、ADB）

NGO側議題3：アジア開発銀行のパブリック・コミュニケーション政策改訂及びアカウンタビリティ・メカニズム改訂について

NGO側議題4：鳩山イニシアティブの進捗と評価について

◆出席者：

【財務省国際局】

門間 国際局審議官

開発政策課：藤井補佐、辻木開発金融専門官

開発機関課：宮原課長、池田補佐、金補佐

参事官室：田中補佐

【NGO】

清水規子（FoE Japan）、岡崎時春（FoE Japan）、柳井真結子（FoE Japan）、駒井英吾（FoE Japan）、木口由香（メコン・ウォッチ）、福田健治（メコン・ウォッチ）、大内穂（トランスペアレンシー・インターナショナル・ジャパン）、石井陽一（トランスペアレンシー・インターナショナル・ジャパン）、松本郁子（International Rivers）、松本悟（個人）、日向俊（アジア開発銀行駐日代表事務所）、望月章子（アジア開発銀行駐日代表事務所）、龍原梢（JACSES）、石黒悠平（JACSES）、田辺有輝（JACSES）

審議官挨拶

MOF 門間：

同じ担当になるとは思っていなかったが、皆さんとお付き合いをさせて頂きありがたいと思っている。昨年 7 月に北朝鮮による日本人の拉致問題の担当になり、非常に難しい問題であるが、全くこの援助と違う世界で、色んな衝撃的なことを経験した。今年、急に戻ることになり、担当がどうなるのかと思っていたら、前の開発機関課、それから政策課に加えて、参事官室も担当することになった。大変、責任は重いと思っている。色々な面で課題が多いと思うが、NGO の皆さんとの色々な意見交換で、我々も大変参考になっている。今後とも、こういう機会に我々も勉強したいと思っている。

NGO 側議題 1：IFC の社会・環境の持続可能性に関する政策・基準及び情報公開政策の改訂について

田辺：

世界銀行グループの IFC では、現在社会・環境の持続可能性に関する政策・基準及び情報公開政策の改訂を行っているところである。5 月に第 1 次ドラフトが公開され、世界各地でコンサルテーションが開催され、パブリックコメントを受け付けた段階である。7 月 9 日に FoE Japan と JACSES がマニラで開催されたコンサルテーションに参加し、議論をさせて頂いた。また、FoE Japan と JACSES からコメントを提出させて頂き、前任者の三浦様に転送している。今回は、前回より踏み込んだ議論をさせて頂きたい。

質問 1 について、世界銀行グループの理事会カレンダーによると、7 月 28 日に開発効果に関する理事会小委員会（CODE）が開催され、本件について議論されたようである。議論の概要及び日本理事がどういった発言をされたのかをお伺いしたい。

質問 2 について、第 1 次ドラフトに対するパブリックコメント期間が終了したにも関わらず、今回の改訂に先立ち、本来は CEO のレビューと独立評価グループ（IEG）と IFC 自身のレビューがあるが、CEO と IFC のレビューは出されているが、IEG の評価結果が、第 1 次ドラフトが出されたのにもかかわらず、未だに公開されていないようである。現在の準備状況及び公開の予定を教えてください。

質問 3 について、今後の予定として、IFC のウェブサイトによると、第 2 次ドラフトの公開が 10 月となっている。現在の準備状況及び公開の目途を教えてください。

質問 4 について、中身の課題として、論点はまだまだあるが、今回は 3 つにしばって議論させて頂きたい。1 点目は、IFC において、カテゴリ FI である金融仲介業者へのファイナンスがとて多くなっている。通常の単発の案件に比べて、セーフガードなど、いろいろと工夫をしないといけない状況である。特にカテゴリ FI において、融資案件決定時にどの案件を融資するか分からない場合が多いので、融資決定後にサブプロジェクトという形で、高い環境社会配慮リスクを伴うサブプロジェクトも含まれる。サブプロジェクトの環境社会影響評価文書・アクションプランの公開をするべきだと考える。ADB は改訂

されたセーフガード政策において、サブプロジェクトでリスクの高いものはEIA等を公開することになっているので、IFCも顧客の要件とするべきではないかと考える。2点目は環境・社会モニタリングレポート、つまり、融資後に実施中のプロジェクトの状況を定期的に公開をしているが、こちらもADBについては、民間セクターのモニタリングレポートを含めて公開しているので、IFCも準じて顧客の要件とするべきではないか。3点目は、CAOのレビューにおいて、アクションプランが公開となっているにもかかわらず、実態としては公開されていないというレビュー結果がある。作成されているのだから、公開されているべきだが、どうせ被影響住民は読めないのだから、公開しなくてもよいと考えているのかもしれない。このような状況を回避するために、翻訳版のアクションプランを作成し公開することを要件としたい。

MOF 池田：

現在 IFC だけでなく、世銀グループ全体において、パフォーマンス・スタンダード、セーフガードポリシーの見直し作業が行われている。IFC においては、2009 年 7 月から改定作業を始めており、IFC の仕事のあり方を越えて、他の国際機関、また、そのスタンダードを参照している金融機関にも影響を及ぼす話なので非常に重要な課題と認識している。IFC は色々なシェアホルダーやステイクホルダーの関与を頂きながらやっていると認識している。そういった中でパブリックコンサルテーション、三浦が受け取ったものも含め、非常に具体的なコメントを頂いている事はとても有益なことである。最初に頂いた 3 点からお答えしていきたい。

7 月 28 日に開発効果に関する小委員会（CODE）が開催された。理事会ではなく小委員会なので、全理事が正式メンバーではないが、日本国理事はメンバーとして議論に参加している。CODE では IFC だけではなく、世銀グループ全体の現行のセーフガードポリシーパフォーマンススタンダードに対する独立評価グループ（IEG）の評価レポートが提出された。これは本来 5 月に提出されるはずだったが、IEG の作業が遅れていたため、7 月 28 日に初めて議論された。約 3 時間の議論において、非常に多くのコメントがされたと伺っている。理事室を通して確認をしたところ、ほとんどが世銀サイド、IBRD のセーフガード政策に時間が割かれ、IFC のパフォーマンス・スタンダードに関する議論は限定的であったとのこと。IEG のレポートの中では、「IFC はパフォーマンス・スタンダードを導入して、業界を率先してきたことについて評価する」という記述があり、それに対してサポートするというスタンスが各理事、委員会から出されたが、それ以上の具体的な議論はなかったと聞いている。日本理事からは、前回 6 月のこの場で頂いたご指摘も踏まえ、2 点申し上げている。1 点目は現地レベルの情報公開を進めるべきであるということ。2 点目は IFC のスタンダードレベルの改善が他のアジア開発銀行と比較して劣らないようにするという事を申し上げている。

質問 2 の IEG のレポートはいつ提出されるかに関して、7 月 28 日の CODE では事柄の重要性に鑑み、理事会で再度議論することが合意され、理事会が 9 月 9 日に開催されることになった。その場で改めて IEG のレポートが提出され、全理事の参加の下で、議論される予定。また、IEG のレポートに対して、マネジメントの意見をまとめたマネジメント・レスポンス・レポートを提出され、それを参考に議論することになっている。9 月下旬にその両者が公開されるプロセスになっていると聞いており、従って 9

月の末には皆様にご覧頂けるようになっていいると思う。

3 点目のご質問に関して、IEG やパブリック・コンサルテーション期間中に NGO の皆さんから頂いたコメントを踏まえて、1 次案が改訂された 2 次案がいつ提示されるかについて、IFC で掲載されているタイムライン上は 10 月となっている。ただ、作業が遅れ気味であり、11 月または 12 月になってしまうと伺っている。作業遅延の理由は、第 2 回目のコンサルテーションは当初 7 月末に締め切る予定だったが、多くのコメントを頂いたことから、期限を 8 月 20 日に延長したことにあり、現在は頂いた内容を精査している状況にあると聞いている。以上の理由から、元々は 10 月に予定されていた提示が 11 月または 12 月になることになった。

質問 4 について、カテゴリ FI に関して、IFC は金融機関向けの融資が増えているが、金融機関のモニタリング強化が現在の改訂の大きな方向性であるべき、という点は日本理事からも指摘しているところである。具体的に、モニタリングレポートに関しては、5 月 5 日の CODE において、日本理事から公開するのが有用であると指摘した。さらに、アクションプランの公開に関して、被影響住民に理解可能な言語での公開をスタンダードにすることについては、具体的には PS のパラグラフ 30 において、These reports will be in a format accessible to the Affected Stakeholders とされている。しかし、単に掲載されているだけでは実質的に accessible とは言えないということで、現地レベルでの情報公開を進めていくために、被影響住民の理解できる言語で公開していくことが重要であると考え。ただしその際に、顧客側で発生する追加的なコストについても考慮しなければならない。非常に多くの少数民族が影響を受ける大きな Project の場合、言語も多様であることが予想され、非常二分量の多いモニタリングレポートを全文翻訳して公開するのは相当膨大なコストがかかってくると考えられる。それを考慮すると、例えば、エグゼクティブサマリーだけや主なポイントだけを英語だけではないメジャーな言語にしぼって公開していくということも考えられる。また、この点に関し、環境社会影響評価文書・アクションプランの公開をすべきということへの財務省の見解を伺いたいということだが、パラグラフ 30 を参照すると、affected community に関しては、すでに公開することが求められているように思われ、追加的にどのような対応が具体的に必要なのかということをお伺いしたい。実施面でのモニタリングや監査の問題なのか、または、具体的な内容の公開のことなのかを田辺さんから、ご指摘頂きたい。

田辺：

質問 1 に関して、独立評価グループ (IEG) による 5 月に出される評価結果が遅れている理由をお伺いしたい。また質問 2 に関して、理事会で再度議論するということだが、何か重大な問題や対立点があったことが背景にあるのか。そうであれば、何が対立点となっているのかをお伺いしたい。さらに、質問 4 の 1 の回答に関して、カテゴリ FI サブプロジェクトの EIA による文書のところで、IFC に確認したところ、IFC は現在、公開していないという回答があり、今回のドラフトにおいても、公開することにはなっていないと理解している。それらの不明な点を確認したい。また、3 点目については、今回テキストを用意していない為、記憶の範囲となってしまうので、後日、返答したい。

MOF 池田：

まず、IEG のレビュー提出時期が5月かた7月に遅れた理由であるが、当方では把握していないので後日確認したい。また、理事会を開催し、再度議論する事となった理由は、何か大きな対立点があったという訳ではなくテーマの重要性に鑑み、全理事がメンバーである理事会で議論すると妥当という判断に至ったものと聞いている。もちろん、委員会で様々な議論があったことは事実であり、IFC に関しては先程申し上げた通りだが、IBRD のパフォーマンス・スタンダードについては、指摘された事項を世界銀行側はどういう方法とスケジュールで改善していくかという改善計画について、世界銀行側が示した案が具体性に欠けるのではという意見が出された。それから、質問 4 に 関わってくるかもしれないが、スタンダードを決めるだけで物事が終わるわけでは当然なく、世界銀行全体のオペレーションや組織運営とうまく調和していかなければならないという議論もあったようである。一部の理事で議論する委員会ではなく、グループ全体に関することなので理事会で議論されるべきとなったと伺っている。質問 4 の 1 に関しては、アクションプランについては現行規定でも既に公開することになっていると理解している。

田辺：

それはおそらく、通常の案件におけるアクションプランであり、カテゴリ FI において、高い環境社会配慮リスクを伴うサブプロジェクトの環境社会影響評価文書・アクションプランについて、公開することにはなっていない。IFC にカテゴリ FI において、高い環境社会配慮リスクを伴うサブプロジェクトの環境社会影響評価文書・アクションプランの公開を求めたところ、ポリシー上公開になっていない為、公開することができないという返答があった。

MOF 池田：

それに関して我々認識がなかったため、今日の議論を踏まえて、当方の見解を検討していきたいと思う。

MOF 宮原：

1 点補足ということで、なぜ理事会で行うことになったかについて、私も 1 年間世銀で仕事をしていて、色々な会議に出席して受けた印象でいうと、皆さんもご存知の通り去年に増資があり、世論の高まりの中で大改革という議論があり、非常に多くの国からこれだけ大きなお金を投じてどのような開発効果が起きるのかその Result のチェックをちゃんとしていかなければならないという声があり、世銀の中でも理事会の中で Result にもう少し力を入れていかなければならないという認識が高くなっていることは間違いないと思う。本件に関しても、開発効果そのものと言えるかわからないが、開発援助の事業をした結果、それに何が生じているか広い意味での Result ということでちゃんと理事会で見ていかなければならないという意識の高まりなのではないかと思う。

清水：

先ほどの質問 3 の 4 に関してコメントしたい。原文を見ていたところ、Accessible format とある。英語で読んだ時、format accessible と言った時にたしかに「どのような言語も含まれているのかどうか」、ということに関しては、いろいろな国の読み手が想定されていることから、明示的に「言語」を含めるのか分かるような形で書いて頂ければと思う。

MOF 池田

今度の理事会でどこまで具体的な議論となるかは分からないが、英語だけではなくということはこちらの方から申し上げていきたいと思う。

NGO側議題2：ラオス・ナムトゥン2水力発電事業の環境社会影響への日本政府の対応について（IDA、IBRD、MIGA、ADB）

福田：

ラオスのナムトゥン2ダムについては、今年の3月に商業運転が始まってから、皆さんとは定期協議会場ですでに、それ以外にも個別の場で話をしている。概略はラオス中部のナムトゥン川に建設され、すでに事業が開始されている非常に大規模のダム事業で、世界銀行とアジア開発銀行がプロジェクトへのギャランティーを行っている事業。3月に商業運転を開始した段階で本来満たさなければならなかった環境社会配慮上の主要な要件を満たされていないということで、この場で議論させて頂きたい。

その後、色々なポイントについてお話させて頂いているが、我々が1番問題だと感じているのは、移転住民の失われた財産に対する補償が現在においても行われていないという事実。これは私たちが実際現地に行った段階で明らかになった。その中で特に、水田、果樹園が本来であれば、移転前に提供されているべきだが、実際にこのプロジェクトは2006年に始まり、2008年にはすでに終了している。その後2年経っても、未だに完了していない事実が明らかになった。こういった状況、また、これだけではなくて、下流の河岸の問題であるとか水質の問題であるとか、いろいろなことを申し上げているが、これらの問題は政府と事業者のナムトゥン2・パワー・カンパニーが結んでいるコンセッション・アグリーメントに違反しているのではないかと、あるいは、アジア開発銀行や世界銀行のセーフガード政策に違反しているのではないかとということで、これまで議論させて頂いて、特に移転の補償については、両機関も移転政策に関して政策違反はないという話を頂いている。

そこについては私たちの意見とかなり乖離がある。前回の財務省定期協議会では申し上げなかったが、財務省の皆さんとの議論の中で、そもそもこれは政策違反があったかなかったか、そして私たちはここから何を学ぶかを考える為にも、政策違反について、理事会の元で設けられている世銀の場合であればインスペクション・パネル、アジア開発銀行であればコンプライアンス・レビュー・パネルにおいて、独立調査を行う権限と能力を有している機関が設置している訳だから、これらを利用して、この件に調査を行ってみてはどうかということを提案し、前回、財務省の皆さんと協議させて頂いた。これについて今回、改めて伺わせてもらう。いくつか具体的にお答えさせてもらいたい。

MOF 宮原

私もその後、東京サイドで取れる対応として、メコン・ウォッチから頂いた補足資料に基づき、世界銀行及びADBに対して指摘された事項について、どのような認識を持っているのかという質問を投げかけた。その結果のポイントを申し上げると、補償が行われていないことについては、ナカイ高原の移

転住民に対する土地などへの補償は既に行われているが、水田・果樹への補償は完了していないとのことである。これは彼らの努力目標かもしれないが、本年、11 月末を目途に完了させていく予定と聞いている。

また、補償が遅れている理由のひとつとして、被影響住民側から、金銭的補償だけでなく、生活向上支援プログラムも合わせて提供してほしいとの要請があったため、そうしたプログラムにも取り組んでいる結果として、金銭的補償の実行が遅れていることが示された。野菜畑の補償についても ADB は、今後数ヶ月以内に完了させる方向と聞いている。

前回で、移転先の灌漑設備についてもまだ完了していない、とのご指摘を頂いたが、これも世界銀行、ADB に質問したところ、灌漑設備の導入は進行中である、との回答であった。試験村を設けて、パイロット的に灌漑設備を導入し、そこで得られた教訓を踏まえて、灌漑設備のリ・デザインが必要と判断されており、そのリ・デザイン作業に時間を要した。しかし、これまでに 8 割程度の灌漑設備の設置は完了したと世界銀行・ADB 側は認識している。目標としては年内を目途に全ての村で灌漑設備の設置を完了したいとのことである。

最後 3 つ目はセヴァンファイ川沿いの影響を受けている村での水の供給問題について、下流の村で設置されている村で井戸が壊れていたり、あるいは井戸の水質が生活用水に適さないといった事態が発生しているとのことをお話を伺った。ある村では設置された 7 つの井戸のうち 5 つは壊れたままであるという話や皮膚病の話の前回教えて頂いたが、この点について、世界銀行・ADB 側からの説明は、これまで 500 の井戸を設置しており、多くの井戸では生活に適する水が提供されているとのことである。また、水質や井戸の機能に問題が発生している場合には、新たな井戸の設置やポンプの修理を行っているところであり、メコンウォッチの指摘よりも多くの井戸が正常に機能しているというのが世界銀行・ADB の認識である。また、皮膚病については、今、専門家による発生の原因分析を実施中である。並行して、薬の提供などのメディカルプログラムも実施しているところであり、皮膚病の住民は 1,594 名から 386 名にまで減少しているとのことである。問題の広がりや深刻さなどの認識は先程、福田さんがおっしゃった通り、ADB と現地を訪問したメコンウォッチとはギャップが存在していると思う。

また、前回の協議のときに松本さんから、過去の経緯として、融資決定の時に皆さんからの強いリクエストを受けて、理事会で半年に 1 度理事会で報告すべしということを日本理事が発言していたということも教えて頂いたが、私自身確認して、確かにそういうことがあった。今後我々が何をしていけるかについては、世界銀行・ADB のマネジメントが、まだ問題が残っていることを、まずはしっかり認識してもらうことが重要である。具体的には、ラオス政府や実施機関による被影響住民への補償や生活維持の問題があること、適切な水質の井戸の完備や灌漑設備の整った土地の提供等が完了していないという問題があることを伝える。また、状況のモニタリングをより厳密に行い、その結果をある時点を区切って報告して欲しいということ、日本理事から ADB のマネジメントに対して求めていきたいと考えている。

まず、問題の認識において、NGO の皆さんと ADB・世界銀行の間のギャップがあると思う。しかし、前回にこの場で教えてもらった話であるが、皮膚病については、事業の予想の時点では予想はされてい

かった、事業を始めて発生したこともあるので、当初予定されていた補償が済んだことを確認すれば全て終わりではなく、予想されていなかった影響も出ているのであれば、ADB・世界銀行ともに、そのモニターをきちんとしていってもらうことが現地で影響を受けている方々にとっては重要な基本の一步であり、しっかりとモニターしていくべきであると世界銀行・ADBに申し入れていきたいと思う。

世銀やADBのインスペクション・パネル等への申立てについて、パネルへの申立てを行った場合、調査への対応等に現地事務所の時間が取られることから、実施機関、政府機関が被影響住民への補償等に割くことのできるマンパワーが減少することとなる。従って、今直ちにパネルへの申立てを行うよりも、世界銀行・ADBが年内までの数ヶ月を目標に補償手続きを進めており、そのモニターに注力させる方が、現地で影響を受けている住民の方のためにも、出来るだけ早い状況の改善に繋がると考える。

本件についてインスペクション・パネルを活用するという選択が将来にわたって、全く意味がないと判断しているわけではなく、不幸にして、状況が悪くなれば、また、新たに違反が出てくるのであれば、仮定の話であるが、もちろんそれを考えるべきことになると思うが、我々がADBから聞いているところでは、インスペクション・パネルに持ち込むことが1番良い選択肢かどうか、率直な意見として分からない。

また、セーフガード・ポリシーの違反とは何なのか、つまり、この場合は違反ではなく、こうなったら違反だろうという境目みたいなものがあるのかも知れない。そういったものは議論するのに意味があると思うが、パネルにこの案件をパネルに申し立てることで、そういう議論を始めるのが唯一の道なのか、あるいは、セーフガード・ポリシーの見直しの議論自体の中で、その案件にかかる事実を議論するやり方もあるのではないか。

福田：

ある意味、イタチごっこをやられているという印象を持っている。我々はアジア開発銀行・世界銀行が本来やるべきであったNTPCがちゃんとやっているのか、ラオス政府はきちんと補償を提供しているのか。何かアジア開発銀行・世界銀行に代わって、我々が現地に行って、情報を集め、アジア開発銀行・世界銀行に投げかけ、あるいは、最終的には財務省の皆さんを通じて、アジア開発銀行・世界銀行に投げかけることで、初めて現場でことが動き、11月末までというプロセスが生まれてくる。このプロセスが私にとって、とてもイタチごっこのように感じられる。

何度も申し上げているように、すでに移転完了してから2年間が経っている。アジア開発銀行・世界銀行は色々な理由を並べているが、どう考えても2年間の遅れを正当化する理由とは考えられない。結局NGOが現地に行って、こういう形で問題化しない限りは、指摘された問題は永遠に放置されたままだったと強い懸念をこのプロセスから抱かざるを得ない。それは我々が見ているものは全てではない。私たちがこのプロジェクトに影響を受けている全ての人にインタビューして、全ての問題を提示しているわけではないのだから、実際に現地で一体どういう問題が起こっているかは分からない部分が多い。アジア開発銀行・世界銀行は2005年に融資をする際にあれだけの準備をし、準備の為のお金をかけ、そして、

モニタリングをきちんとするという決意を表明したアジア開発銀行・世界銀行が今まで行ってきたプロジェクトの環境社会影響のモニタリングは何だったのかと。本当に彼らには NTPC やラオス政府の行う環境配慮社会上の様々な対策について保護する能力が足りないのかやる気が足りないのか、わからないが、本当にあるのだろうか真剣に悩まざるを得ない。我々が指摘した事項についてはこうした形で一定の対応をするとアジア開発銀行・世界銀行の方々がおっしゃって頂いていると。それについてはきちんと対応してもらいたいと思うのだが、このやりとりの中で出てきた事項だけ、このような試行がなされて、この事業はこれで解決すると楽観することが出来ない。そこは何かしらの形で、なぜ、このようなことになってしまったのか、あるいは、何が実際アジア開発銀行・世界銀行のモニタリングの最前線で起きているかが明らかにならない限り、私たちは常に何かあるのではないかという不安を持って、定期的に現地に行き、聞いて回ることを続けざるを得ない。

これだけ、アジア開発銀行・世界銀行の皆さんが、きちんとやりますとした宣言したプロジェクトがこういうことになり、実際に我々は今の段階で振り返り、何がおかしかったのか考えるべきではないか。その材料をいかに日本政府として集めるかを考えなければならない。それはインスペクションという形でご提示したのは、それはひとつの形として、まさにアジア開発銀行・世界銀行として設けられた仕組みとしてあるから言っているわけであるが、それは唯一かどうかはわからない。しかし、アジア開発銀行・世界銀行が対応してくれるというだけで、なるほどわかりましたと言うことにはならない。

MOF 宮原：

まず、福田さんが認識されている被影響住民への対応について、いつまでにという期限を設けて、真剣に対応して完了してもらおう。先ほどの繰り返しであるが、両機関の理事を通じてマネジメントレベルへの申入れをしたいと思う。今の福田さんのご説明を伺っていて、確かにこれからの ADB・世界銀行の仕事をやより適切にしていくために、現場でモニタリングをどういう意識、姿勢で行っていくかを常に問題提起して、常に気合いを入れ直しながらやってもらうことも大事だと思う。先程申し上げた通り、広く NTPC の仕事のリザルツに世界中から関心が集まっている中、事業の Sub-Product もリザルツとしてしっかり見ていくべきという主張はできるのではないかなと思う。非常に大事なご意見を頂いたので、今後ご指摘を活かしていきたいと思う。

松本（郁）

7月7日に公式の世界銀行およびアジア開発銀行の NT2 に関する年次報告書が出ているが、これと NGO の認識とのギャップが本当に大きいので、現在それに対する正式の文章の回答を準備しており、その中にもう少しどこがどう食い違っているかなどについてご指摘させて頂きたいと思う。確かに補償に関して 11 月までに終了する、あるいは野菜畑の補償もこれまでに終了するという目標を作っていることは非常にありがたいが、先程福田さんがおっしゃったようにこちらが対応した問題に関して、ようやく何らかの対応が行われるというイタチごっこのような、正直言って疲れる対応をし続けなければいけない。

なぜ NGO がそういう役割を果たし続けなければいけないのか。これだけ high-profile のプロジェクトで

外部のモニタリングもこれだけ入っていて、それで例えば下流の対応策に関しては下流のエキスパートでさえ引き続き 2 年間続けて予算が不十分だとずっと指摘し続けている。これに対しては具体的な返答が何もない。それで私たち NGO の方から下流に関しても、あるいは移転地に関しても非常に様々な細かいモニタリングがなされていると聞くと、それに関しても全く情報が公開されていない。部分的な情報でしか出てこない。この情報をなぜ出せないのか。ナムトゥン 2 としてはこれまで公な形できちんと環境対応策をやっていきますとコンセプション・アグリーメントまで公開されている非常に珍しいケースだと思うが、それを説明するための十分な情報がやはり公開されてきていない。こういった問題は進歩がない。そういった問題に対して個別の問題として取り扱っていくことも当然重要な問題だと思うが、もう少し本当にこれから、ダムプロジェクトが増えてくるのであれば、ダムへの支援を行う際にどのような対応が必要なのかについて十分に検討を進めていく必要があると思う。私は今ラオスの担当をしており、ラオスでの開発を見てきているが、CDM の関係もあると思うがダムプロジェクトは戻ってきているし、世銀自身も公にこれからダムプロジェクトに戻ってくると公式な発言をしている。これだけ high-profile でやったプロジェクトに問題がある中で、本当に sustainable なダムがあり得るのか、あり得るとすればどういう対応が本当に必要なのか。もう少しこのプロジェクトをケースに十分な検討を進めていく必要があると思う。

それをする上でインスペクション・パネルにかけるのは 1 つの方法ではないかとメコンウォッチの提案だったと思う。そうでなければどういう対応があり得るのか、是非財務省には承認のときにかなり細かく対応をして頂いているので、それを引き続き検討していただきたい。例えばマネジメントから年に 2 回のレポートを出すという約束がなされているが、2009 年、2010 年に関しては年 1 度しか出されていない。これも 1 体どういうことなのか。マネジメントが本当にコミットしてモニタリングを力入れてやっていくつもりがあるのか。1 番最近の 2010 年 7 月 7 日のレポートでは今後のレポートは年 1 回に変えたいと提案が出されていたけれども、本当にそれで大丈夫なのかという疑問がある。根本的な問題が色々な形で出てきていると思う。

MOF 宮原：

これを教訓としていくための貴重な材料になるプロジェクトとのご指摘について、その通りだと思う。どのようにしていくのか、我々も引き続き真剣に考えていきたいと思う。今後に向けて、先ほどの福田さんのフレーズをお借りすれば実質的にモニタリングを強化する部分にどういう工夫が出来るのかについて知恵を出して世銀側にインプットしていけるか、議論を提起していけるかという部分は継続的に考えていきたいと思うので是非皆さんからもこういう仕組みが有効ではないのかという知恵があればどんどん頂きたいと思う。

松本（都）

1 つだけ具体的な、直接的にもしマネジメントの会合をされるのであれば、1 つの案として検討して頂ければと思うが、今例えばラオスにナムグム 5 という中国のシノハイドロがやっているプロジェクトだが、実はこのプロジェクト、4 半期の環境社会のプロジェクトレポートをウェブサイト公開している。例えばこういう NTPC も当然 4 半期のレポートを出していて POE、panel of expert は見ていると思うが、こ

のレポートを4半期で出して頂くことはすぐにでも出来る対応ではないかと思う。

石井：

私は第三者的な立場なので、よくわからないところもあるのだが、ラオス政府と世銀とアジア開銀の間のコンセッション契約というのは借款契約のことなのか。その借款契約のなかの条文の中に貸し付けた以上はこういう補償条件を履行しなければならないと定められているのか。ガイドラインでこう定められているということだけだと、精神規定のようなもので、法的な拘束力はないかもしれないと思う。権利義務関係を定める借款契約のなかの条文に入っていれば、ラオス政府としては履行する義務があると思う。補償するのは銀行なのか政府なのか。常識的には政府側ではないかと思うが。それからその補償条件に果樹が入っているのか。ある地域にいた者が別の地域に移転させられるのだろうが、果樹というのは桃栗三年柿八年の永年作物で、移転先で苗木から植えなおすと大変な時間がかかる。そうすると元の場所にそのままいたら入るであろう何年分の「得べかりし利益」も補償の対象になっているのか。その辺はどうなっているのか。

MOF 宮原：

2点目の点は申し訳ないが、ちょっと我々答えるだけの素養がございません。1点目のコンセッション契約は我々が理解しているのは、もし万が一間違えていたら教えて欲しいが、ラオス政府と事業会社の間で結んでいる契約でその契約の中で事業会社はこういう内容に関して補償をすべきということが規定されている。

石井：

そうするとラオス政府と国際金融機関の間に1つの借款契約があって、それとは別にラオス政府と事業を実行する発電の、電力会社との間の契約がコンセッション契約なのか。

MOF 宮原：

はい。その世銀なりがラオス政府にローンを出すときに、あなた方にローンを出すからには例えば環境社会配慮の点ではこういうことを実施して下さいという話をするわけで。

石井：

それは借款の条文の中に入っているのか。第何条の中に入っているのか。

MOF 宮原：

それは、手元に情報を持ち合わせていない。

石井：

第何条に入れば、強いと思う。ただガイドラインを守りなさいという話だったら精神的なものだと思う。

MOF 宮原：

その条文の書き方は申し訳ないが今すぐは分からない。ただ世銀とその加盟国、借入国との付き合いは借入国に主権があり、世銀が一方的にこれをしろ、あれをしろと命令的に義務を課すことはしないというのが基本的な関係なので、恐らく相手の合意したことは、それは一方的な命令でなく、ガイドラインに沿ってやって下さいという合意であり、法的拘束力はないと思う。

松本（悟）

将来の教訓はもちろんある。イアン・ポーターがナムトゥン 2 をベスト・プラクティスとして宣伝するための本を書くようだ。つまり世銀の中には常にナムトゥン 2 をグッド・プラクティスとして売り込もうという、こういう活用方法が非常に明らかで、マネジメントの側に存在している。なので、今、ここで議論されていることから言うと、マネジメントから一線を持っている理事会で、本当に世界銀行の名の下に、これをグッド・プラクティスとして、良いところだけを出版してしまっても大丈夫なのか、という議論が世界銀行の中ではなされていないように思える。その意味も込めて、先程から議論しているインスペクション・パネルの活用を含めた、より第 3 者的な専門家によるこのプロジェクトのレビューが必要になってくる。

もう 1 つは、先程福田の話にあったように、私たちが見ているものについての対応はきっちりと明言して頂いているが、他にもないのだろうかという不安がこれでは拭えない。つまり、ナムトゥン 2 は教訓というだけでなく、それ自体としても大きな問題なわけだ。ナカイの人たちやセヴァンファイの人たちは将来の教訓のために害を受けるわけにはいかない。彼らは彼らとして生きていかなければいけない。そういう意味からすると、そんな悠長なことばかり言っていられない。他に、インターナショナル・リバーズやメコンウォッチが指摘している以外の問題を、どうやって拾うことができるかも考えてもらわなければいけない。

そのためにも、実をいうとインスペクション・パネルにはもうひとつ重要な役割があると思っている。インスペクション・パネル 15 周年の時に出了された、分厚い報告書があるが、あの中に、詳しい年代は忘れたが、2006 年ごろに行われた研究者による調査が書かれている。何が書かれているかというと、インスペクション・パネルに対する信頼度である。これは、被害を受けた 9 割以上の方が信頼でき、世界銀行も 9 割方が信頼できる、となっていた。こういう仕組みは他にあまりない。NGO がやれば世界銀行側が信頼しないかもしれない。世界銀行がやれば NGO が信頼しないかもしれない。しかしインスペクション・パネルについて、研究者が調査をしたところでは、双方が信頼している。そういう意味からすると、インスペクション・パネルを必ずしも懲らしめのために使うということを私たちは言っているわけではなく、本当に住民たちが抱えている問題を、バイアスは難しいことではあるが、そういうものをできるだけ排除した形で、お互い信頼できる情報としていかに吸い上げるかを考えた時に、インスペクション・パネルは、私は非常に重要な役割を果たしていると思っている。

だから、インスペクション・パネルを警察機関のように考えるのではなく、両方の立場によって見解が分かれる開発という難しい舵取りの世界の中で、一定程度の信頼を双方から得られる仕組みとしてインスペクション・パネルをもっと前向きに捉えて頂きたい。それを早めに使うことによって、将来ではな

く、今の問題、ナカイの人たちやセヴァンファイの人たちの問題を未然に防ぎ、あるいは解決することに役立つ。先程、課長がおっしゃったように、今は懲らしめる時期ではなく、間においてマネジメントの対応を見ていく時期というのはひとつの考えではあるが、逆に問題を先送りにする可能性も同時にある。そういう意味から考えると、私は実を言うところした制度を使う、しかもインスペクション・パネルを警察と捉えるのではなく、意味をちゃんと伝えた上で、適切な活用を考えるというのは、私は重要ではないかと思う。

松本（郁）：

私も例えば、灌漑設備が来年、または今年の終わりまでに完了するとして、0.66 ヘクタールの 1 部の 0.16 あるいは一部でしかできないものであって、これができれば本当に長期的な生計回復が可能かという、例えば今まで灌漑設備を使ったことがない人たちが、どういう風に灌漑設備をこれから使えるのか、またどういう作物を植えるのか、植えたときにどういうマーケットができるのか、そういう準備がまだ私たちが 5 月にインタビューした時には準備ができていないということが明らかになっている。例えば灌漑だと、仮に今年の終わりまでにできたとしても、長期的な生計回復が大きな課題。あるいは田んぼについての補償はまだということだが、世銀や ADB の対応を聞いていると基本的にはパッケージの生計プログラムがついているから、これで十分な補償はできているはずだという主張だ。また田畑や果樹の補償に関しては追加的な対応策であるという言い方をしていると思うが、これに対しては非常にミスリーディングな対応の仕方だと思っていて、セーフガードの中では十分な補償を受ける権利を彼らは持っているわけで、今まで 0.66 の土地が提供されているが、ご承知のようにこの土地は非常に痩せた土地で、もともと村の人たちが持っていた土地と比較にならない。そこで田植えができるような状況ではない。だから、果たして今、短期的な目標でもって、今年の終わりまでに、例えばこの 2 つの対応策がとられたとしても、実際の現地での生計回復が十分に長期的に確保できる問題とは全く別の次元の問題が多く残っていると思う。今の違反の問題だけを解決したらそれで大きな問題解決になるかということ、それはまた別の問題だ。

松本（悟）

先ほど石井さんが言われた 2 点目の果樹の話だが、実はかつてインスペクション・パネルの中で議論されたことがあり、果樹が実るまでは補償をするべきであるということが勧告された。

NGO側議題3：アジア開発銀行のパブリック・コミュニケーション政策改訂及びアカウンタビリティ・メカニズム改訂について

田辺：

ADB のパブリック・コミュニケーション政策とアカウンタビリティ・メカニズムについてということで、別々の議題を 1 つにしてしまったので、分けて議論させて頂ければと思う。まずパブリック・コミュニケーション政策だが、ADB が 6 月に第 1 ドラフトを公開して、パブリックコンサルテーションを各地で開催し、パブリックコメントを受け付けた段階だ。7 月に東京でコンサルテーションも開かれ、財務省からも出席されて、非常にポジティブなコメントを出して頂いたということで、大変歓迎したい。中身に

関しては、その時具体的には議論してなかったのですが、今回少し踏み込んで議論させて頂ければなと思っています。

まず質問 1 だが、7 月の末にインドネシアで開催されたコンサルテーションにおいて、参加を希望する NGO や被影響住民の参加を ADB が拒否したということ、インドネシアの NGO から伺っていて、その時ボイコット運動が行われたということだ。これに関して、事実関係を教えて頂き、財務省としてどう思っているか伺いたい。

質問 2 は、今後の予定として 10 月に第二ドラフト公開となっているが、先ほどの IFC の話と同じだが、状況を教えて頂きたい。

質問 3 は、論点として 4 つ挙げさせて頂いたが、1 点目としては、理事会の逐語議事録を原則として公開できないかと。例えば民間セクターの財務状況とか、そういった非開示にしなければいけないものもあると思うので、そういったものは除外することは可能とした上で、原則公開とするべきではないかということだ。2 点目としては、FI（金融仲介機関）の環境社会マネジメントシステム、どのように FI がサブプロジェクトをチェックして管理してモニタリングしているかの情報、具体的にはプログレスレポートとか、コレクテッド・アクションプランだと思うが、そういったものを ADB として公開できないかということ。3 点目としては、既にセーフガード・ポリシーでこれらの文書の公開が借入人と顧客の要件となっているが、ポリシープリンシプルの部分が現在のパブリックコミュニケーション・ポリシーの中では必ずしも全て反映されていないと認識していて、きちっと反映して頂きたい。4 点目は、検討を終了したと書かせて頂いたが、英語では terminated という表現が使われていて、民間セクター案件のプロジェクト・インフォメーション・ドキュメントは、公共セクター同様に、それを terminate した時に、理由を公開すべきではないかということ。

MOF 金：

質問 1 のインドネシアで開催されたコンサルテーションでのボイコット運動について、ADB に確認したところ以下のような回答を得ている。インドネシアでのコンサルテーションでは、インドネシアの複数の NGO で構成されるデッドウォッチという NGO が合計 13 名の参加を希望していた。デッドウォッチは、その傘下にソリダリタス・ペレンプアン（SP）という NGO を抱えていて、そのメンバー 5 名を含む合計 13 名の参加を希望していたところである。これに対して ADB 側としては、それぞれの NGO からの参加者数のバランスをとるという観点から 1NGO あたり 2 名、デッドウォッチという大きな NGO に対しては合計 10 名の参加にして頂きたいという要望を出した。これに対して NGO は、参加者に制限を設けることは受け入れられないという回答をし、ジャカルタで開催したコンサルテーションへの参加を拒否したと聞いている。これに対する我々の見解だが、PCP の改訂において ADB が幅広いステイクホルダーとの協議を適切に実施するとは、確実に担保する必要があると考えており、インドネシアでのコンサルテーションにおいて、協議がうまくいかなかったことは遺憾である。我々としては ADB と NGO とのコンサルテーションが円滑に行われることを望んでおり、ADB 側にはその旨伝えることにしたいと思う。

それから、ご質問の2点目、第2次ドラフトの現在の準備状況、公開の目途、事実関係についてADBに確認したところ、現在、パブリックコメントやパブリックコンサルテーションを通じて得られたコメントを踏まえ、ADB側が第2次ドラフトを準備している最中ということで、10月の公開予定と聞いている。

3点目の情報公開の範囲に対する財務省の見解というご質問であるが、まず総論について、財務省としてはMDBの情報公開の現状、他の機関での情報公開の状況を念頭においてADBの情報公開政策に遅れているところがあれば、これを改善させるべきであると思っているし、ADBの更なる透明性確保を目指すという方針である。ご指摘がある4つの論点についても同様に対応を検討していくという方針であるが、現在ADBは関係者から頂いたコメントを吟味して、第2次ドラフトを準備している最中であり、ADBは個別の論点についてまだ明確な見解を示している状況ではない。そのため、今回出して頂いた論点全てに十分な回答を出来ない部分もあるが、現状でこれから我々の考えを述べさせて頂きたいと思う。

まず、1点目の理事会のトランスプリクト、逐語の議事録の公開について、事実関係としては、ADBは現在、理事会のミニッツという要約版の議事録を公開している。一方で、逐語の議事録は公開していない状況であると理解しているが、その背景は、全ての逐語の議事録を出すこととすると議事会での自由闊達な議論を阻害する懸念があることと理解している。一方、世界銀行は2010年4月以降、この情報公開制度を改め、より幅広い形での情報公開を進めており、世銀などでの対応を踏まえて議事会での議論をADBでどのように情報公開を進めていくのかについても検討を進めていきたいと考えている。

2つ目の仲介の金融機関経由の融資に関する状況について、田辺さんから先程IFCの関係でご指摘があった通り、ADBの場合はサブプロジェクトがカテゴリーAに該当するものについては、非常に幅広い情報の公開を進めている。具体的にはドラフトEIAや住民移転計画書、先住民族の計画書も公開している。本件については仲介金融機関経由の融資については政府が実施するようなプロジェクトとは異なり、情報公開を認めることが難しい側面もあると思うが、具体的な方法については今後理事会において議論を進める際に検討していきたいと考えている。

3点目の環境社会配慮関連の情報公開について、ご指摘の主旨は、セーフガード・ポリシー・ステートメントにも書かれている義務と、情報公開政策で書かれている義務に齟齬が生じているとのことかと理解しているが、これは田辺さんのご指摘の通り、セーフガード・ポリシー・ステートメントにおいて義務付けられているものは、PCPにおいても同様に記載すべきと考えている。

それからプロジェクト・インフォメーション・ドキュメントの情報公開だが、これは非常に難しい面がある。民間セクターの融資の場合、融資の検討を断念する理由として貸付先の財務状況の悪化や貸付先の財務状況に対する懸念という理由によって融資を断念せざるを得ないケースもあると理解しており、そういった場合、仮にADBが理由を公開することによって貸付先の民間企業が風評被害を受けるようなケースもあるかと思うので、本件については慎重な検討が必要でないかと考えている。PIDの情報公開については前回のNGO定期協議会において言及のあったネパールの西セティ水力発電所事業のPIDが

突然、ADB のホームページから削除されたことが背景にあると思われるが、前回の定期協議会での指摘を踏まえ、我々から ADB に働きかけを行い、本事業の PID については ADB のウェブサイトにも再掲載されたという経緯がある。

田辺：

質問 3 の理事会の逐語議事録に関しては、世銀の情報公開政策の改訂でも協議会で色々議論させて頂いて、最終的に日本政府としてはこれを原則公開することに賛成していると理解したので、世銀でこれはできて ADB では明確にできないのはなぜかと思う。もう 1 点、質問 3 の部分で、理由が開示できない場合は、理由が開示できないという扱いで良いのではないかと、逆に理由が開示できる場合に、それは例えば環境社会影響に対して十分にクライアントが満たせなかったからとか、そういったことは書けるのではないかと。理由が開示できない時に、理由が開示できないと書けばよいのではないかとと思うが、そこはいかがか。

MOF 金：

まず理事会での議事録の関連で、世銀が原則公開の方針を示し、それに賛同したのはご指摘の通りであると思う。そういった世銀での状況も踏まえて ADB についても我々はスタンスを決めていくとの方針である。私の方からお伝えしたかったのは過去に経緯も踏まえつつ対応していくということである。民間セクター融資の PID の不開示について、不開示の理由は開示できないという考え方もあるかもしれないが、その場合、何か特別な事由があるのではないかと捉えられるリスクもあるので、そこは事務局の意見も聞きながら、どういった影響があるのか検討しつつ方針を決定していきたいと考えている。今頂いたご提案は、我々としても真摯に対応していきたいと思う。

福田：

MDBs での間の、政策の横並び、あるいはどこが上に出るかは、この手の議論をしていると提案する側も悩むところがあり、あるいは日本政府としてもどこまで推して良いのかはあるんだろうといつも考えていて、世銀がこの前変えたから世銀並みというのは、それはそれで分かり易い話なのだろうなというふうに思っている。この前の ADB の改訂の時、ADB がもともとの情報公開政策からパブリック・コミュニケーション・ポリシーに変更した時、私は色々議論させて頂いたが、その時は世銀の政策は昔ながらの政策で、ADB の情報公開政策も長らく改訂されてなかったのだが、さらにその段階では ADB の政策が上にいくと、明確に不開示理由を定めて、そうでなければ必ず開示するという手続きを設け、また自動的に開示される文書についても相当幅広い形で ADB が先に 1 歩行くということがあった。政策の違いが MDBs の間にあるべきかとは、考えなくちゃいけないと思うが、横並びの発想だと一向に良くならないというところもある。目指すべきところを見据えて、世銀ではここまでしかできないけれど、ADB ではもう少しここまで進めるというような部分、それは各機関のこれまでの政策が持っているレガシーだったり、他の理事との関係での様々な政治的な問題だったりとか色々あると思うが、各機関がいつもの政策改訂の時に、1 歩先に出ることで、全体の水準が良くなったりということはあると思う。私は是非、日本政府の皆さんには最大株主として ADB が何か 1 歩前に出ることで、他の機関がそれに見習って、そこに行きたいと思うような ADB の政策形成に日本政府として貢献して頂きたい。ADB アカウンタビリティ

ィ・メカニズムが出来た時、少なくともあの段階では画期的な仕組みが設けられ、この前アカウンタビリティ・メカニズムの担当者の皆さんが東京に集まって会合を持ったとき、私も参加させて頂いたが、やっぱりそれに引きずられて各機関の、非常に様々な形で新たに工夫された仕組みが各機関で出来ていることはあるので、ぜひ日本政府としては ADB で求められる透明性はここまで、他はついて来いということも議論の中でご主張頂ければ、全体の底上げに非常に良いと思っている。

MOF 金：

我々も世銀や他の機関と横並びを確保できれば良いという視点で見ているのではなくて、透明性確保のために ADB で何ができるのかという観点から検討を進めていきたいと思っている。

望月：

先ほどのインドネシアの件で、ちょっと確認したいが、出席が拒否された経緯のご説明で、13 人一緒でないとダメだというようなことだったのか、それをもって拒否されたと言っているのか。

MOF 金：

まさにその通りで、13 人全員の参加が認められないのであれば、全員が参加するということが求められるということ。

望月：

1 人も出なかったということか。

MOF 金：

はい。

望月：

全体で何人くらいが出ておられたか私もちょっと分からないが、先ほどおっしゃられた中で、バランスという意味で 1 団体から 13 人っていう人数が受け入れられなかったのは、私はそれはそれでありなのかなと。ただ 1 点ぜひご理解頂きたいのは、密室の協議としてやってきたのではなくて、コンサルテーションに出られない人に門戸を閉ざしているのではないのですね。実際、ウェブにアップされているパブリックコメントという形で期間をとって、コンサルテーションに参加できなくても、どの時間帯でもどの場所においてもコメント頂けるような形で、我々も工夫をさせて頂いているので、協議に出られないと発言の機会が失われているような理解をされないように、そこだけはこの機会を捉えまして、補足をさせて頂ければと思う。ADB としてプロセスを続けていきますので引き続きよろしくお願いしたいと思う。

田辺：

アカウンタビリティ・メカニズムの方に行きたいと思う。アカウンタビリティ・メカニズムは現在 ADB が改訂中で、コメントを受け付けている段階である。これに関しては、いくつか論点があると思うが、今回は CRP の現地訪問という論点に絞って議論させて頂きたい。と言うのも、現在 CRP のプロセスが

行われている中国の福州環境改善事業で、中国政府当局が CRP の現地訪問を拒否していると。審査の進行に困難をきたしている状況で、これに関して 10 月に理事会で協議されるかもしれないという話を伺い、これは早急に議論させて頂ければと思い、こちらの方で議題にあげさせて頂いた。

質問 4 だが、中国政府当局が CRP の訪問を拒否している理由として、事業のデザイン変更による申立者が移転対象者でなくなったからと説明しているとのことだ。ただ CRP はそもそも ADB の政策違反の審査をする機関であって、仮にそのデザイン変更によって被害が開始されたとしても、実態を CRP が確認する必要があることから、CRP の現地訪問を拒否する正当な理由にはならないと考えている。財務省の見解を伺いたい。

質問 5 だが、このように CRP が現地訪問を行っていない中で、CRP のプロセスを完了してしまうことは、今後 CRP を拒否しても CRP は完了してしまうと理解されてしまい、実際に CRP の現地訪問を拒否するケースが増える可能性も危惧しており、これに関して財務省の見解を伺いたい。

質問 6 だが、審査パネルの現地訪問の拒否は、旧インスペクション・パネルで審査されたサンムットプラカン汚水処理プロジェクトでも発生しており、この問題に関しましては 2003 年のアカウンタビリティ・メカニズム改訂においても、制度的にも仕組みは担保されていないと理解している。今後、このような CRP の現地訪問の拒否を起こさないために、制度的措置が必要ではないかと思っているわけだが、財務省としてはどのような措置が考えられるかをお伺いしたいと思う。

MOF 金：

質問 4 について、現状の ADB のアカウンタビリティ・メカニズムの規定では、CRP は現地を視察することができるが、それに先立って関係国の事前同意が必要と明記されている。本件については、事前に関係国の同意をとりつけ、CRP が現地訪問するために ADB と政府当局の間で調整が継続されていたと聞いているが、最終的に政府当局の同意が現段階では得られていないという状況である。従って、規定に従い CRP が現地視察を強制できないということになっているので、正当な理由かどうかは分からないが、強制することはできないと思う。

質問 5 について、現状 CRP がドラフトレポートを作成し、コンプライアンスレビューの申請者に対して送付して、コメントを求めている最中だと聞いている。彼らのコメントを踏まえた最終レポートが CRP 経由で理事会に提出されることになっている。現地訪問が行われなかったことの影響を評価する前に、まずはレポートを検証したいと思っている。

最後の質問について、現在 ADB はアカウンタビリティ・メカニズムのもとでのコンプライアンスレビューで、本案件以外の複数の案件において、現地の視察が行われており、必ずしも現地視察、現地訪問が全く実現できていないわけではない。それから ADB は現在アカウンタビリティ・メカニズムのレビューを開始しているところで、そのレビューのプロセスにおいて改善策について、関係者の意見を聞きながら ADB が今後検討を進めていくものと考えている。CRP が情報収集を行う上で現地訪問をすること自体は

有益な方法だと思うが、前回 2003 年にアカウンタビリティ・メカニズム改訂の議論がなされた際には、本件が大きな議論になったと聞いている。一部の国からは、事前の同意が無いパネルの現地訪問は主権侵害に相当するという強い意見が出された経緯もあるので、一筋縄ではいけないと思っている。ご指摘を踏まえ、本件を注視していきたいと考えている。

田辺：

事前同意が無い段階で、CRP がその国に行って調査をするのは、確かに主権侵害なのかも知れないが、やはりそこを、例えば融資契約の時に、CRP のプロセスにかかった場合に CRP が現地訪問するという同意をとっておけば、そういったことも可能となるわけで、やはり CRP は現地訪問できるかということが制度的に危ういですし、例えば人選プロセスなんかもマネジメントの介入によって左右されやすい制度になっていて、なので現地訪問を、例えば融資契約の段階で担保するという点に関して、日本政府としてはどうお考えかということをお聞きしたい。

MOF 金：

2003 年の改訂の際に、同様の提案がステイクホルダーからなされたと聞いている。すなわち強制するのではなく事前に融資契約の条件として CRP の受入を事前に認めさせておく方法があるのと提案があったと聞いている。そういった議論がある一方で、繰り返しになるが、そういった対応も含めて主権侵害にあたるとの強い主張も踏まえ、現在の制度になっている。一般論で申し上げると、CRP が現地に行って情報収集し、現場の方の意見を聞くというのは非常に有益だと思う。今後、この改訂のプロセスでそういった考えがどこまで反映できるのか検討を進めていきたいと思う。

松本（悟）：

例えば中国側の代弁としてそのようにおっしゃられるのなら分かるが、1 番重要なのはこういうものを前に進めるために、日本政府としてはどういうロジック、受け入れられるかは分からないが、構成していくかだと思う。つまり本当に日本政府として主権の侵害かと思われるかだ。ADB の手続き上の問題点を調べるわけだし、その中で相手国政府に、違法な行為があったかは絶対調べないことになっている。したがったあくまで ADB の国際機関としての責任として自らのマネジメントを改善する為にこういう仕組みがある。もし日本政府として主権の侵害と思っておらず、説明の仕方を考えなければいけないのであれば、そこを考えられるのが財務省の 1 つの役割だと思うし、今の田辺さん質問に対して私なんかが伺いたいのは、その点について日本政府はどのように考えられるか、本当に主権の侵害とされているのかという点が 1 番気になる点。日本政府も確かにこれは主権の侵害だと思われるのか、いやそうではないと考えられているのか、それはどちらなのか。

MOF 宮原

向こうが来ないでと言っているのに、一方的に入りこんでいけば、それは主権の侵害かもしれないし、相手が事情がよくわかりましたと、じゃあこの範囲でどうぞ来て下さいという場合もあるだろうが、どこまでいっても、松本さんおっしゃるロジックなのかもしれない。相手に理解してもらって、この辺は協力しようという気持ちにさせる制度設計をどう作るかに尽きると思う。本件に私は詳しい背景の事情

まで存じ上げないが、交渉の仕方、議論の仕方で改善できないものかと考えており、話しも聞かない状況になるのは、一部当事者同士の話の仕方がうまくないところがあるのではないかと思う。松本さんがおっしゃった制度の趣旨が相手に伝わっているのか、そこが伝わっていなければ始まらない。それでもまだ首を縦に振れないのであれば、どうすれば振るようになるのかお互いに意見交換していくということかという気がする。これは上司のクリアランスをとっていない感想だが。

松本（悟）：

そういうのは結構大事だと思っており、こういう（定期協議のような）機会をせっかく作って頂いて、恐らく財務省の仕事の中でこの個別 이슈 を考える時間は限られているはずなので、限られた時間で、もう 1 歩前に進めるためのヒントをこの協議会の中でいったん議論しておくことで、時間節約できると思う。今課長おっしゃったところはブレイクスルーとして考えられるポイントだと思うので、そこをこういうふうに議論できたら良いと思う。是非、こういうことを防ぐ為のロジック面での方法もそうですし、相手国との議論の仕方について重要なところとかをクリアにできたら良いと思う。

田辺：

ひとつ気になっているのは、中国政府が SPF を受け入れたこと。この件に関して SPF は訪問していて、レポートを作っていて、CRP になったら現地訪問はだめだとなっていて、仮に SPF にかかった段階で SPF も CRP も含めて現地訪問できるっていう確認をとっておいて、パッケージとして訪問を受けるようにしておくと、SPF がごたごたになって CRP も行けなくなってしまう可能性もあるので、そこは前々で合意をとっておくというのもひとつあると思う。

MOF 宮原：

ご指摘の通りだと思う。融資契約締結する前に盛り込んでおければ、法治国家の付き合いとして問題ない。その視点で相手に理解させて、この範囲でやりましょう、ここから先はさすがにやめてくださいというのをきちっと整備しておけば問題はないでしょう。訪問できる、できないという点について北京の政府と中国の政府が 1 枚岩というわけではなく、違いがあるということも聞くので、中国に関しては、そういう難しさがある。ADB との窓口がもし最初は中国政府にあれば、中国政府とよく話して、地方ごとの契約であれば地方ともよく話して、理想としては、現地訪問にかかる合意を確認しながら進めていけるのであれば、何か起きた時でも対応できると思うが。

福田：

いくつかの切り口があると思うが、ひとつはパネルだけが許可を取らなくちゃいけないと。先ほど SPF は入れたって話があるんですが、SPF は許可を取る手続きがない。パネルが行く時だけ、当該理事室に問い合わせが入る仕組みになっている。おそらく SPF の訪問は、一般的な事務局の職員での訪問と同じよう扱われていると思う。そもそも行く人間、ADB の職員でしかないが、その人の位置づけはどんなものかは整理した方が良い。ある意味 ADB の場合は若干不幸で、パネルの調査が、事例が積み上がらないところで、またこういうことが起こってしまったのは厳しいところがあり、世界銀行の場合には大昔にできなかったケースはあったが、相当の数の申立てがあり、スムーズな現地への訪問が実現し、おそら

く世銀のプロジェクトをやっている範囲では、パネルは来るものという何となくの許容感が借り入れ国の中である一方、ADB のプロジェクトだとサムットプラカンの経験があり、その後 ADB のパネルにかかったプロジェクトは2つくらいで、次に中国が来てまたこういうふうになってしまったというところで、非常にそういう意味では、ある程度事例を積み上げることで、パネルのやる作業の内容、パネルっていうのは最終的には ADB がきちんとやったかどうか調べに来るのが基本的な仕事だから、その辺に対する理解を得るということも必要になってくると思っていたときに、こういうことが起こってしまったので、議論がどこまで今回の改訂の作業で進むのか難しいところがあると思うが、いずれにせよ借入国政府の理解を得ることなしには、なかなか理屈を押し通すのも難しいところはあると思う。

NGO側議題4：鳩山イニシアティブの進捗と評価について

柳井：

鳩山イニシアティブの進捗と評価ということで議題をあげさせて頂いている。昨年の国連総会と COP15 の下で鳩山イニシアティブが表明されているが、こちらが結果的にファスト・スタート・ファイナンスとしての日本からの貢献という形になったと思う。これは 2012 年以降の長期の資金メカニズムを検討する際に、国際市民社会や途上国が、先進国日本を含む先進国がいかに誠実に公平な配分をしたのか、効果的な使ったのかを判断する一つの指標にもなると思う。ただ現状で鳩山イニシアティブの実態が非常に分かり難いので、達成度の把握がしづらいものとなっていると思う。これでは今後の UNFCCC の下での長期の資金メカニズムに対する日本政府からの意見主張への信頼が落ちてしまうのではないかという問題意識のもとで質問を投げかけさせて頂いている。

まず質問 1 に関してだが、鳩山イニシアティブは 2008 年から 12 年のクールアース・パートナーシップも含まれ、整理・拡充したものだとなっているが、この 2008 年からのクールアース・パートナーシップの進捗状況と鳩山イニシアティブの使途、予想される効果、測定方法、評価方法があまり報告されているように思えないので、報告して頂きたい。

それから 2 番目、クールアース・パートナーシップと鳩山イニシアティブの一環であるインドネシアへの気候変動プログラムローンは、これまでに三回融資が決定されていると思うが、情報公開がほとんどされていないと思う。こちら JICA にも問い合わせせてみているが、政策借款で情報公開がしづらいという返答を頂いているが、これも国連において鳩山イニシアティブやインドネシアの気候変動プログラムローンが途上国支援に貢献していると言っている限りはある程度の情報公開も必要だと思っている。

関連して 3 番だが、同ローンに関して私の知る限り少なくとも年 1 回の評価が実施されているのではないかとと思われるが、こちらも結果を公開して頂きたいと思う。

最後にだが、次のカンクン会合に対して日本から新しい具体的な提案があるのかどうか、そしてその中における鳩山イニシアティブの位置づけがどういうものを伺いたい。

MOF 辻木：

私の方からまず質問 1 に対して返答させて頂きたい。まず進捗状況だが、クールアース・パートナーシップと鳩山イニシアティブについて話をしたい。クールアース・パートナーシップは、排出削減と経済成長を両立させ、気候の安定化に貢献しようとする途上国に対して 2008 年から 5 年間で民間資金併せて 1 兆 2500 億円規模の支援を行なうというもの。鳩山イニシアティブは、クールアース・パートナーシップの未実施分の 1 兆 300 億円に約 7200 億円を加えて、合計 1 兆 7500 億円の規模の支援を実施するもの。クールアース・パートナーシップのもとでの主要なプロジェクトとしては、配電ロスの低減を目的とした配電網整備のプロジェクト向け円借款や CDM 事業向け JBIC ローン等約 2200 億円規模の支援を実施している。

続いて鳩山イニシアティブだが、こちらでは ODA と OOF、それぞれ約 8500 億円、9000 億円規模を予定しており、2010 年四月末までで 53 億ドル以上の支援を実施している。プロジェクトとしては再生可能エネルギー、地熱太陽光発電プロジェクト、これは緩和の対策ということである。それに加えて適応の分野では自然災害の被害対策等に関し資金援助を行っている。途上国に対する気候変動対策支援の効果、測定、評価方法については、統一的な画一した国際ルールがない現状であり、我が国の支援は、緩和、適応、また政策プログラムローンと非常に多岐に渡っている、それらの支援効果の測定、評価方法は支援内容によって異なる。例として CDM のプロジェクトについては、国連の CDM 委員会が指定する指定運用機関が排出削減量を検証・評価している。また JICA のプロジェクトについては、例えば河川の流域保全プロジェクトで、外部の専門家によってプロジェクト前後の土砂の流積量等を把握し測定して最終的な効果としての流出の防止・抑止力を計算している。また JBIC については昨今 GREEN の対象事業の地球環境保全総効果を測定するための MRV、JMRV といった独自のガイドラインを策定していて、それぞれの実施機関、それぞれのプロジェクトに応じて個別に効果、測定を行なっているという現状である。

新規の追加的な資金の中身だが、途上国の気候変動対策の支援を目的に世銀に設立されている気候投資基金、Climate Investment Fund に対する拠出、並びに JBIC の GREEN、民間資金等がこの新規の追加的な資金として算入されると理解している。

MOF 田中：

続いて質問 2、3 について回答させて頂く。2 と 3 あわせて回答させて頂こうと思うが、気候変動対策プログラムローンを含めてプログラム借款については、指摘があったように、相手国政府の政策・制度改善の努力に対して支援を行なうことであり、こういったプログラム借款についても他のプロジェクトの借款と同じように、事前評価表という形で内容を出させて頂いている。この気候変動対策プログラムローンの事前評価表のなかでも、相手国政府の行なった政策・制度改善の進捗状況について項目ごとに記載させて頂くことで情報は出させて頂いている。

質問 3 の方で事後評価について気候変動対策プログラムローンについては三期をセットとして行なうこ

とを考えているので、三期分を一体として事後評価を行なう要件にしている。参考までにこれが事前評価表になっているが、内容としては例えば政策アクションなどで、2007年には森林減少劣化に由来する排出削減に対応した政策のコンセプト作りをしたという話をして、それに対して来年度以降パイロット事業の実施にむけた実施計画を作成していくというアクションを出すという形で評価をする。こういう形になっている。

MOF 辻木：

続いて質問4は私の方で担当させて頂く。COP16に向けて、気候変動資金メカニズムの構築に対する日本の提案、貢献を具体的に、またその中における鳩山イニシアティブの位置づけという点であるが、まずCOP15では先進国が2010年から2012年の間に300億ドルの新規で追加的な資金支援を行うこと、また長期資金としては2020年までに年間1000億ドルの資金を共同で調達することがコミットされている。鳩山イニシアティブの位置づけはこの中の短期的資金にあたると理解している。現在はCOP16に向けて、条約作業部会を中心に長期資金メカニズムのあり方等について議論をしている。長期資金メカニズムについては大変重要なテーマであり、我が国政府としても積極的に国際的な議論に参加している。一方でCOP16に向けた条約作業部会は行っているが、なかなか進展が見られずに具体的なメカニズムの中身の交渉までは入れていない状況だが、基本的に我が国としては以下の二点について重要だと主張している。

1点目についてはポスト京都の枠組みの根幹である緩和と資金の交渉について、資金だけの部分合意だけではなく包括的な合意を目指すべきであることを作業部会場で伝えて主張している。2点目はポスト京都の資金メカニズム、長期資金のメカニズムであるが、これは途上国支援の知見と経験を有する既存の組織を最大限に活用して効率的に支援が可能な仕組みにすべきであると申している。12月にCOP16が行なわれるが、これらを基本方針として引続き交渉を進めていく。

柳井：

1番と2番に関しては、恐らく6月のボンの国連気候変動枠組条約補助機関会合のときに配布された資料に沿った形でご説明頂いたと思うが、もう少し具体的に出して頂くということは難しいのか。例えばJICAの気候変動に関連するようなプロジェクトの一覧があって、その中のこの部分がクールアースや鳩山イニシアティブに寄与するものであるとか、プロジェクトレベルまで、こういった形で入っていて、これが違う、というような形で見ることが出来れば市民社会の方からも評価がしやすいと思うのだが。

それから2番に関してだが、今年の6月だったと思うが三回目の融資に対して協調融資という形で世銀も参加している。世銀のホームページに行くと、かなり詳細のプログラム・ドキュメントが公開されているが、去年JICAの出している事前評価表の内容とはかなりかけはなれたぐらいのレベルで情報公開されている。そちらをみてようやくこういう内容だったのかと分かる状態になっている。そこからもプログラムローン3の段階からしか把握ができないのだが、世銀の評価によるとJICAはきちんとした評価プログラムをしていると書かれていたので、堂々と1と2に関しても公開してはどうか。例えばREDDのパイロット事業の実施というところまで事前評価表の中に2008年の分に入っている。間接的な支援があ

ったにせよ、どのようなパイロット事業が作られていったのかに非常に関心を持っているので是非事業の名前を含めて公開して頂けたら、と思う。

それから4番に関してだが、これまで UNFCCC の下での資金の議論というのが基本的に資金源のところを中心に議論してきたこともあり、あまり具体的なガバナンスとか Institutional Arrangement の部分はそんなに議論が核心にまだいっていないところもあったと思う。しかしこれから委員会の方が資金源の分は報告を出してくると思われるし、次の Institution の議論のところで日本にもっと積極的に関わって頂きたい。途上国支援の議論では、資金額を表明することも勿論交渉上、重要なことだとは思いますが、鳩山イニシアティブに透明性をきちんと持たせた上で、建設的な意見を出して頂ければと期待している。例えば評価制度を導入するための建設的な意見であったり効果的な対策を実現する為の意見であったり、もっと具体的に出して頂ければと期待している。

MOF 辻木：

指摘の点はごもっともだと思う。国際社会で様々なイニシアティブを掲げているので、それに見合った実績を国際社会の中できちんと伝えていかないと指摘の通り信用力が低下する恐れがあるということはあるので、私達としてもご提言をもとにきちんと国際会議等の場で表明していきたい。

参考までに例えばクールアース・パートナーシップについてはダボス会議や今回の鳩山イニシアティブの実績については、ボンの会議等で実績を発表はしており、日本政府は約束したことを着実に実行している。このような成果は積極的に国際社会にアピールして良いと思う。

鳩山イニシアティブの支援実績である53億ドルの内訳としては緩和が51億ドル、適応が2.3億ドルとなっている。緩和の51億ドルの中身については無償が3.3、円借款が23.5、OOFが24.1億ドルという形になっており、その例としてはインドネシアの気候変動対策ローンやエジプトのガルフ・エフ・ゼイト風力発電、ケニアのオルカリア地熱開発計画がある。またこの緩和の中に REDD による支援も入っており、1.6億ドルの実績で内訳として無償が1.1億ドル、円借款が0.5億ドルとなっている。

MOF 田中：

追加の質問について、指摘頂いたように情報公開のあり方については 相手国側が政策・制度改善を進める上での影響とか、あるいは相手国、他のドナー、この場合では世銀、フランスの AFD の意向を踏まえて、関係省、JICA と相談しながら今後検討していこうと思う。

清水：

まず一点目の説明に関してだが、実はこの鳩山イニシアティブのプレッジをしてからその後の経過については先ほど柳井も申した通りである。それから私も先日外務省との定期協議会において説明を受けたが、特に外務省のときの説明に非常に衝撃を受けた。というのも1兆5000億円のプレッジをして、いくら使いましたと、これだけ使いましたという額の達成のみだったからである。今同じようなご説明を受けて、財務省としてその答えだったというのは非常に残念で、やはり気候変動対策に対するイニシアテ

ィブでありプレッジであるわけだから、例えば緩和については GHG の削減がどれくらいであったかということ、あるいは適応であればその評価のやり方であるとか手法が違うだろうから、そのプロジェクトごとにリストがありそこに評価を書いていくとか、そういう効果の示し方を是非日本政府にはして頂きたいと思う。つまり額をいくら使ったという話ではなく、どれくらい気候変動対策として効果があったのか、そういう外へのメッセージを是非とも COP16 に向けてして頂きたいと思うし、日本の国民に向けてもそういう説明の仕方をして頂きたいと思う。というのが一点目である。

二点目だが、これは政策借款の全体の、情報公開のあり方に関わってくると思うが、以前 JICA の方と色々と議論したときは、やはり手間の問題があると言っていた。情報公開をするのであれば、それなりの文書が必要であり、ウェブにアップする手間があるという答えがあって、3 時間か 4 時間くらい延々と議論をした。一方で、この例えばインドネシアの気候変動プログラムローンに関しては評価がきちんとされているようである。恐らく日本政府としても第一ランシェ、それから第二にいくまでの間に、きちんと評価をして達成度を測っているからこそ第二に行くと思う。だから確かに事前評価表を見たけれども本当にひとこと、これが達成されました、これが達成されましたという一言だけである。そうではなくて恐らく内部ではちゃんと評価がされていると思う。だからそれは手間の問題ではなくて本当にそれは出せない情報なのか。世界銀行はきちんとかなりの情報を出しているわけだから、なぜそれを日本政府がやったときには出せないのか、という質問とコメントになる。

MOF 田中：

政策借款の情報公開のあり方について JICA より手間の問題であるという説明をされたということであるが、それはそういう理解ではないのではないか。事後評価に関しては、フェーズ 1 から 3 までを一体として評価を行なうべきであると考えている。また、それぞれの個別の借款の事前評価を事前評価表という形で出しているという理解でいる。

福田：

評価という言葉がややこしくて、要するに二期三期に進むにあたってその具体的なアクションプランが出来た、出来ない、別に何をやるかというマトリックスがあると思うが、その世銀が公開しているレベルに比べると、JICA が事後評価表として出しているものが非常に簡略化されていると、なぜ世銀のレベルのものが出せないのかと、そういうことだと思う。多分評価も言ってしまうと事後評価のことになってしまうのでちょっと。

MOF 田中：

先ほどの答えに戻るが、相手国の政策・制度改善の実施への影響であるとかあるいは協調融資先のドナーとの関係等を考えながらやっていくということではないかと思う。

清水：

とはいえ、ここで疑問に思うのは、世銀は出しているわけで。

MOF 田中

その点については、事実関係を確認させていただければと思う。

清水：

政策借款の一般論になってしまったのでまたの機会に。